

平成28年11月24日

厚生年金基金事務担当者様

岩手県建設業厚生年金基金

岩手県建設業厚生年金基金の解散認可に伴う事務手続きについて

平素から、当基金の事業運営にご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、当基金は平成28年7月27日に厚生労働大臣へ基金解散の認可申請及び納付額特例の認定申請書を提出しておりましたが、平成28年11月22日付で基金解散の認可及び納付額特例が認定されました。

解散認可に伴う事務手続きは、下記のとおりとなりますので、よろしく願いいたします。

記

1. 各種届出書について

基金解散認可後であっても以下の表の期日までに異動があった場合、基金へ届出が必要となります。

届書の名称	基金への届出が必要となる日
資格取得届	資格取得日が平成28年10月31日まで
月額変更届	改定年月が平成28年10月まで
賞与支払届	賞与支払日が平成28年10月31日まで
資格喪失届	資格喪失日が平成28年11月22日まで

2. 掛金について

平成28年11月30日までに納めていただく平成28年10月分掛金が最終となります。

なお、平成28年10月以前に遡及する届出に基づいて掛金が発生した場合は、掛金納付が必要となりますので、納入告知書を送付いたします。

3. 加入員等へのご案内について

(1) 加入員へのご案内

加入員の皆様には、同封いたしました「岩手県建設業厚生年金基金の解散について（お知らせ）」を回覧いただきますようお願いいたします。

(2) 年金受給権者及び年金受給待期者へのご案内

年金受給権者及び年金受給待期者の皆様には、当基金からそれぞれ解散通知を送付いたします。

4. 年金給付について

当基金が支給している代行部分（老齢厚生年金）に相当する年金の支払いは、平成28年11月分までとなり、平成28年12月15日が最終の支払いとなります。

平成28年12月分以降の年金については、国（日本年金機構）に引継がれ、代行部分に相当する年金が国の老齢厚生年金と合算されて、平成29年2月支払期以降に国から支給される予定ですが、国との記録突合せの不一致により、移管が出来ない場合があります、代行部分に相当する年金について支給が遅れることがございます。

また、これまで基金規約によって支給されていた年金が、厚生年金保険法に基づいて支給されるため、以下の場合に年金額が全額停止、又は一部停止となる場合がございますので、ご注意ください。

【主なケース】

- ①国（日本年金機構）からの老齢厚生年金の支給が全部又は一部停止されている場合
- ②雇用保険の高年齢雇用継続給付金を受給している場合
- ③遺族年金や障害年金を受給している場合
- ④国の老齢厚生年金の受給資格を満たしていない場合

5. 清算業務について

当基金は、11月23日以降、清算業務に移行いたします。

清算業務は、年金の未請求者への請求勧奨と給付及び供託、基金の加入員記録と国の被保険者記録の突合せ、最低責任準備金の確定作業、行政の監査などがあり、清算期間は2年程度を予定しております。

基金解散認可後の清算スケジュール（予定）

平成28年11月22日	解散認可
平成28年11月下旬 ～12月上旬	解散認可の周知（事業主、加入員、受給権者、受給待期者） 解散及び清算人就任公告 債権申出公告と催告（解散認可日から2カ月以内に3回公告） 加入員記録の移管
平成28年12月～ 平成29年12月	未支給給付の整理 加入員と被保険者の記録突合せ
平成30年1月	未支給給付の供託
平成30年5月	最低責任準備金の確定 政府負担金の精算
平成30年7月	財産目録等承認申請
平成30年10月	決算報告書承認申請
平成30年11月	清算終了及び代表清算人退任公告 国へ書類の引継ぎ

清算期間中の照会及び問合せ先は、これまでと変更ございません

住所：〒020-0873 盛岡市松尾町17-9 建設会館3階
電話：019-653-4484 FAX：019-653-6113

